

地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十日

奈良県人事委員会委員長 馬場勝也

奈良県人事委員会規則第十二号

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則（平成十八年三月奈良県人事委員会規則第三十号）の一部を次のように改正する。

附則第六項中「百分の十五」を「百分の十五・五」に改める。

附則第七項中「平成二十八年三月三十一日までの間にあつては百分の三、平成二十八年四月一日から」を削る。

附則第八項中「別表第七」を「別表第八」に改める。

附則別表第二を、次のように改める。

附則別表第二（附則第八項関係）

支給地域	期間	支給割合
東京都の特別区	平成二十七年四月一日から 平成二十九年三月三十一日	百分の十四 ・五
	平成二十九年四月一日から 平成三十年三月三十一日	百分の十五
	平成二十七年四月一日から 平成二十九年三月三十一日	百分の五 五
	平成二十九年四月一日から 平成三十年三月三十一日	百分の六
	平成二十七年四月一日から 平成二十九年三月三十一日	百分の四 五
奈良市 大和郡山市		

大和高田市 天理市 橿原市 生駒市	平成二十九年四月一日から 平成三十年三月三十一日	百分の五
	香芝市 葛城市 生駒郡平群町 生駒郡 三郷町 生駒郡斑鳩町 生駒郡安堵町 北葛城郡上牧町 北葛城郡王寺町 北葛 城郡広陵町 北葛城郡河合町	平成二十七年四月一日から 平成二十八年三月三十一日
桜井市 御所市 宇陀市 磯城郡川西町 磯城郡三宅町 磯城郡田原本町	平成二十九年四月一日から 平成三十年三月三十一日	百分の四
	平成二十七年四月一日から 平成二十九年三月三十一日	百分の三・ 五
備考 この表の支給地域欄に掲げる名称は、平成十八年四月一日においてそれらの名 称を有する特別区、市又は町の同日における区域によって示された地域を示し、 その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更 によって影響されるものではない。	平成二十九年四月一日から 平成三十年三月三十一日	百分の五
	平成二十九年四月一日から 平成三十年三月三十一日	百分の四

附 則

(施行期日等)

- この規則は、平成二十八年三月三十一日から施行し、この規則による改正後の地域
手当に関する規則の規定及び次項の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。
(特地勤務手当の特例)

- 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十八年三月奈良
県条例第四十五号。以下「平成二十八年改正条例」という。)第一条の規定による改

正前の一般職の職員の給与に関する条例（昭和三十二年九月奈良県条例第三十三号）及びこの規則による改正前の地域手当に関する規則（平成十八年三月奈良県人事委員会規則第三十号）の規定を適用した場合において一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十七年三月奈良県条例第四十一号）附則第四条の規定による給料（以下「平成二十七年改正条例附則第四条給料」という。）を支給されていた職員で、平成二十八年改正条例第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（昭和三十二年九月奈良県条例第三十三号）及びこの規則による改正後の地域手当に関する規則の規定を適用する場合において平成二十七年改正条例附則第四条給料が支給されないものについての平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間における職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和三十二年十月奈良県人事委員会規則第二号）第七条第三項の規定の適用については、同項中「同条例第十一条の二又は同条例附則第二十二項の規定による地域手当の額（平成二十七年改正条例附則第六条の規定を適用される職員にあつては、平成二十七年改正条例による改正前の給与条例第十一条の二第二項又は附則第二十二項の規定の例による支給割合により得られる地域手当の額）」とあるのは、「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十八年三月奈良県条例第四十五号）第一条の規定による改正前の給与条例及び地域手当に関する規則の一部を改正する規則（平成二十八年三月奈良県人事委員会規則第十二号）による改正前の地域手当に関する規則（平成十八年三月奈良県人事委員会規則第三十号）の規定を適用した場合に得られる地域手当の額」とする。